

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称 株式会社LPHライフコンサルタント				
■取組方針掲載ページのURL : <a href="https://www.lphlc.co.jp/company/management-policy/">https://www.lphlc.co.jp/company/management-policy/</a>				
■取組状況掲載ページのURL : <a href="https://www.lphlc.co.jp/company/management-policy/">https://www.lphlc.co.jp/company/management-policy/</a>				
原 則	原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】  金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	基本方針	【FP資格保有率】
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針1、方針2、方針3	【3+①活動の実施率】、【安心の輸定期便発送件数】
原則 3	【利益相反の適切な管理】  金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合</li><li>・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合</li><li>・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合</li></ul>	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】
原則 4	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	方針1	【FP資格保有率】
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】  金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等による重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	方針1	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件</li><li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性</li><li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)</li><li>・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響</li></ul>	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することができますなどと、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外	「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確・平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することができるとなるように配意した資料を用いつつ、リスクドリターンの関係などを基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	方針1、方針5	【FP資格保有率】、WEBアンケートによる満足度

	<b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b> 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	方針1	【FP資格保有率】				
原則 6	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	方針1、方針2	【3+①活動の実施率】、【安心の輸定期便発送件数】				
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	※「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外	「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外				
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	※「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外	「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係」、最下段欄外				
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	方針1	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】				
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	方針1	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】				
原則 7	<b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b> 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	方針1、方針3、方針4、方針5	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】				
	(注) 金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針4、方針5	【FP資格保有率】、【WEBアンケートによる満足度】				
<b>【照会先】</b> <table border="1"> <tr> <td>部署</td> <td>管理部・監査コンプライアンス室</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0898-23-1080</td> </tr> </table>					部署	管理部・監査コンプライアンス室	連絡先	0898-23-1080
部署	管理部・監査コンプライアンス室							
連絡先	0898-23-1080							

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7（これらに付されている（注）を含む）毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所（項目名、見出し、ページ）金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係につきまして以下の表にて明示いたします。

顧客本位の業務運営に関する原則		当社業務運営方針における該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】	<p>方針 1 当社の募集人は、顕在、潜在にかかわらず、お客さまを取り巻くリスクを余すことなくご案内すること、お客さまの意向を正しく汲み取り、最適な保障（補償）をご提案する</p> <p>方針 1 いざというときに保険が本来の機能を発揮するよう正確な手続きをすること、そして、常にお客さまの立場で考え、お客さまに寄り添った誠実な対応をお約束します。</p> <p>方針 2 ご加入後のアフターフォローは迅速かつ確実で丁寧な対応をお約束し、日々安心してお過ごしいただけるようにサポートいたします。</p> <p>方針 3 担当者が不在であっても、そのことを理由に対応が出来ないというがないよう、私たちは、いつでも、どんなことでも安心してご相談していただける体制で、お客さまをお待ちしております。</p>
原則 3	【利益相反の適切な管理】	<p>方針 1 当社の募集人は、顕在、潜在にかかわらず、お客さまを取り巻くリスクを余すことなくご案内すること、お客さまの意向を正しく汲み取り、最適な保障（補償）をご提案する</p> <p>方針 5－取組 従業員の評価は、成績評価に偏重することなく、当方針に則した行動の実施度を総合的に評価する給与制度としています。</p> <p>方針 5－取組 保険業法を遵守し、お客さまにとって最良の提案がなされているか、お客さま情報の適切な管理が徹底されているか等を検証するため、本社担当部署にて定期的な監査・モニタリングを実施しています。</p>
原則 4	【手数料等の明確化】	<p>方針 1 ・すべての募集人が均一かつ質の高いサービスと誠実な対応でお客さまの安心に貢献できるよう、定期的な研修を通じ、知識、スキル、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、教育体制の整備、拡充に努めています。</p> <p>方針 1－取組 お客さま本位の説明・提案が全募集人に徹底されるよう、標準的な保険募集プロセスを策定し、採用しています。</p> <p>方針 1－取組 ・特定保険契約に関してはお客さまにご負担いただく諸費用、リスクについて保険会社から提供された注意喚起情報等に基づきご案内しております。</p>
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】	<p>方針 1 当社の募集人は、顕在、潜在にかかわらず、お客さまを取り巻くリスクを余すことなくご案内すること、お客さまの意向を正しく汲み取り、最適な保障（補償）をご提案すること、保障（補償）内容や仕組みについて、わかりやすい言葉で丁寧にご説明する</p> <p>方針 1－取組 すべての募集人が均一かつ質の高いサービスと誠実な対応でお客さまの安心に貢献できるよう、定期的な研修を通じ、知識、スキル、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、教育体制の整備、拡充に努めています。</p> <p>方針 1－取組 お客さま本位の説明・提案が全募集人に徹底されるよう、標準的な保険募集プロセスを策定し、採用しています。</p> <p>方針 5－取組 保険業法を遵守し、お客さまにとって最良の提案がなされているか、お客さま情報の適切な管理が徹底されているか等を検証するため、本社担当部署にて定期的な監査・モニタリングを実施しています。</p>

顧客本位の業務運営に関する原則		当社業務運営方針における該当箇所
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】	<p>方針 1 当社の募集人は、顧客、潜在にかかわらず、お客様を取り巻くリスクを余すことなくご案内すること、お客様の意向を正しく汲み取り、最適な保障（補償）をご提案すること、保障（補償）内容や仕組みについて、わかりやすい言葉で丁寧にご説明すること、いざというときに保険が本来の機能を発揮するよう正確な手続きをすること、そして、常にお客様の立場で考え、お客様に寄り添った誠実な対応をすることをお約束します。</p> <p>方針 2 ご加入後のアフターフォローは迅速かつ確実で丁寧な対応をお約束し、日々安心してお過ごしいただけるようにサポートいたします。</p>
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	<p>方針 1－取組 すべての募集人が均一かつ質の高いサービスと誠実な対応でお客様の安心に貢献できるよう、定期的な研修を通じ、知識、スキル、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、教育体制の整備、拡充に努めています。</p> <p>方針 1－取組 お客様本位の説明・提案が全募集人に徹底されるよう、標準的な保険募集プロセスを策定し、採用しています。</p> <p>方針 1－取組 募集人の知識向上のために、関連資格の積極的な取得を奨励（手当支給）しています。</p> <p>方針 3－取組 チームへの貢献を評価する仕組みを導入することで、何事にも協力して取り組む関係が築けるよう努めています。</p> <p>方針 4 お客様からのご不満やご要望を積極的に収集するとともに、いただいたご意見を真摯に受け止め、お客様本位の業務運営に活かしてまいります。また、私たちに対する期待やお褒めの言葉を全従業員で共有し、お客様はもとより地域社会に対する責任と自覚を醸成いたします。</p> <p>方針 5－取組 従業員の評価は、成績評価に偏重することなく、当方針に則した行動の実施度を総合的に評価する給与制度としています。</p> <p>方針 5－取組 お客様本位の業務運営に貢献した従業員を全体会議で表彰し、その姿勢や取り組みを共有しています。</p> <p>方針 5－取組 保険業法を遵守し、お客様にとって最良の提案がなされているか、お客様情報の適切な管理が徹底されているか等を検証するため、本社担当部署にて定期的な監査・モニタリングを実施しています。</p>

当社では複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しておらず、また金融商品の組成にも携わっておりません。

したがって、当該事項に係る金融庁原則（<原則 5（注 2）>、<原則 6（注 2）（注 3）>）については本方針の対象とはしておりません。